

個別指導開示情報 —令和2年度の個別指導結果を中心に—

茨城県保険医協会は、関東信越厚生局茨城事務所に対して各種指導に係る情報開示請求を行った。今回開示請求したのは「令和2年度保険医療機関等の指導及び監査の実施状況報告書」及び「令和3年度保険医療機関等の指導及び監査の実施計画書」。これらは指導・監査における令和2年度の実績と令和3年度の計画が示されたもの。

令和2年度の個別指導（新規指導含む）・監査については、病院を除いて原則実施するとされていたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い指導計画の変更が相次ぎ、正確な実施状況を把握できていなかった。

令和2年度に実施された指導件数や自主返還金額等は下表のとおり（監査について対象となる医療機関はなかった）。

【表 1-1】 令和2年度 個別指導 選定理由・実施件数

	選定理由				実施件数
	情報提供	再指導	高点数	その他	
医科（診療所）	2	7	12	1	22
歯科	0	14	7	0	21

【表 1-2】 令和2年度 個別指導・指導結果

	実施件数	指導結果				
		概ね妥当	経過観察	再指導	要監査	中断
医科（診療所）	22	10	9	2	0	1
歯科	21	1	17	3	0	0

【表 1-3】 令和2年度に確定した個別指導による自主返還金額

	返還対象 医療機関数	返還金額	1医療機関当たり
医科（診療所）	14	20,186,450 円	約 1,441,889 円
歯科	25	3,255,238 円	約 130,210 円

【表 2-1】 令和2年度 新規個別指導 指導結果

	実施件数	指導結果				
		概ね妥当	経過観察	再指導	要監査	要監査
医科（診療所）	11	9	2	0	0	0
歯科	14	5	7	2	0	0

【表 2-2】 令和2年度に確定した新規個別指導による自主返還金額

	返還対象 医療機関数	返還金額	1医療機関当たり
医科（診療所）	5	17,182 円	約 3,436 円
歯科	20	167,933 円	約 8,397 円

※上記【表 1-2】 令和2年度 個別指導・指導結果で「再指導」となった医療機関の指摘事項は右記の通り。

◆医科

- ・診療録への必要事項の記載について、医師による再診時の診療内容の記載が全くない日が散見された。
- ・外来管理加算について、診療録に患者からの聴取事項や診療所見の要点の記載がない。
- ・外来管理加算について、やむを得ない事情で、看護に当たっている者から症状を聞いて薬剤を投薬した場合でも算定している。
- ・診療録の記載内容が判読できない。
- ・皮膚科特定疾患指導管理料について、診療計画、指導内容の要点について診療録の記載が不十分。
- ・処置料について、処置を実施したこと及び処置を実施した範囲の診療録への記載が不十分。
- ・皮膚科軟膏処置を実施した範囲と異なる範囲の区分で算定している。

◆歯科

- ・診療録について、診療を行った保険医が署名又は記名押印を行っていない。
- ・診療録について、病態にかかる記載がない。
- ・診療録第1面に終了年月日、転帰の記載がない。
- ・診療録第2面に症状、所見、診療方針について記載がない。
- ・算定要件を満たさない下記の点数。
 歯科初診料、歯科疾患管理料、長期管理加算、歯科衛生士実地指導料、電氣的根管長測定検査、画像診断料、写真診断、補綴時診断料、歯科口腔リハビリテーション料1、口腔内外科後処置、口腔内消炎手術、う蝕歯無痛の窩洞形成加算、有床義歯修理。
- ・投薬について、適応外投薬の例が認められた。